

令和5年

第2回仁木町教育委員会定例会議案

日時 令和5年2月22日
午前9時30分

場所 仁木町役場 「委員会室」

令和5年第2回仁木町教育委員会定例会議事日程

令和5年2月22日(水) 午前9時30分 開議

(第1日)

日 程	区 分	件 名
日程第 1		会期決定
日程第 2		会議録承認
日程第 3		教育長事務報告
日程第 4	報告第1号	体罰に係る実態把握に関する件
日程第 5	議案第1号	仁木町山村開発センター設置条例の一部を改正する条例に関する件
日程第 6	議案第2号	仁木町水泳プール設置条例の一部を改正する条例に関する件
日程第 7	議案第3号	仁木町文化財保護条例の一部を改正する条例に関する件
日程第 8	議案第4号	仁木町民センター設置条例の一部を改正する条例に関する件
日程第 9	議案第5号	仁木町教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則に関する件
日程第 10	議案第6号	令和5年度仁木町教育行政執行方針に関する件
日程第 11	議案第7号	令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算(第6号)のうち、教育費に係る意見聴取に関する件
日程第 12	議案第8号	ふれあい遊トピア公園及び仁木町民スキー場の指定管理者の指定に係る意見聴取に関する件
日程第 13	議案第9号	令和5年度余市郡仁木町一般会計予算のうち、教育費に係る意見聴取に関する件
日程第 14	議案第10号	第9期仁木町社会教育中期計画の答申に関する件
日程第 15	議案第11号	令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の調査結果に関する件
日程第 16	協議案第1号	当面する教育諸問題に関する件

日程第 1 会期決定

日程第 2 会議録承認

日程第 3 教育長事務報告

教育長事務報告 令和5年1月16日(月)～2月22日(水)

1 令和5年第1回総合教育会議

令和5年1月16日(月) 委員会室

＝概要＝

- 出席委員 佐藤町長、岩井教育長、加藤教育委員、関井教育委員、渡教育委員、朝山教育委員
- 庶務 林副町長、鹿内総務課長、武内総務係長、山本主事
- 補佐 菊地教育次長、濱田主幹
- 議件 小中一貫教育の推進について
仁木町すこやか子育てセンター「ikor(イコロ)」の進捗状況について

2 仁木町陶芸愛好会50周年記念誌の受領

令和5年1月17日(火) 教育長室

＝概要＝

- 仁木町陶芸愛好会設立50周年記念誌の受領
- 来訪者 仁木町陶芸愛好会 尾島会長、尾崎事務局長
- 対応者 岩井教育長

3 令和5年度当初予算査定

令和5年1月17日(火) 副町長室

＝概要＝

- 仁木町文化財標識柱設置に伴う副町長再査定
- 出席者 岩井教育長、菊地教育次長
- 査定者 林副町長、和田財政課長、寺尾財政係長

4 令和5年度教職員人事協議(教頭職)

令和5年1月17日(火) 教育長室

＝概要＝

- 後志教育局 松橋次長との教頭職人事についての協議
- 対象 仁木小学校、仁木中学校

- 5 やすらぎ大学
令和5年1月18日(水) 町民センター交流ホール
＝概要＝
○ 健康アドバイス・学習活動
○ 講師 ほけん課 井内保健師
○ 参加者 9人
- 6 仁木町議会総務経済常任委員会所管事務調査
令和5年1月20日(金) 議会委員会室
＝概要＝
○ 給食センターの管理状況について
・ 仁木町学校給食共同調理場の概要
・ 維持管理費調書(令和2年決算、令和3年決算、令和4年予算)
・ 1月2月給食だより・1月2月予定献立表
・ 現地調査
- 7 学校給食試食会
令和5年1月20日(金) 議会議員控室
＝概要＝
○ 参加者 議会議員(9名)、町三役(3人)
○ 献立 ハヤシライス、根菜のサラダ、いよかん、牛乳
○ 中学校食(328円)
- 8 議員全員協議会
令和5年1月20日(金) 議会委員会室
＝概要＝
○ 新型コロナウイルス感染症地方創生交付金に関する件
- 9 令和5年度当初予算査定(町長査定)
令和5年1月23日(月) 応接室
＝概要＝
○ 仁木中学校大規模修繕事業(設備関係)
○ 町民センター多目的文化ホール吊物機構制御盤更新修繕事業

- 銀山女性の会活動事業補助金
- 出席者 岩井教育長、菊地教育次長、濱田主幹ほか
- 査定者 佐藤町長、林副町長、和田財政課長、寺尾財政係長

10 定例校長会

令和5年1月24日（火） 会議室2

＝概要＝

- 教育長挨拶（示達事項含む）
 - ・ 令和5年度教職員人事について
 - ・ 小中一貫教育の推進について
 - ・ 令和4年度教育関係予算及び教育行政執行方針について
 - ・ 冬の登下校時における交通安全について
- 教育委員会指導・伝達事項
 - ・ 1月25日の低気圧に伴う臨時休業の取り扱いについて ほか
- 会務報告、連絡事項
- 協議事項
 - (1) 服務規律の保持について
 - (2) 教育課程の適切な管理・実施について
 - (3) 卒業式に向けて
 - (4) 教務主任連絡会について
 - (5) 第3回「組織強化会議」について
 - (6) 自転車通学について
 - (7) 第5回理事研修会について
 - (8) 小中一貫教育・義務教育学校に向けて
 - (9) その他
- 各学校の近況・交流、今後の主な日程

次回校長会 2月14日（火）9:30～ 役場会議室2

11 子ども体験塾第8回講座・仁木町子どものつどい

令和5年1月28日（土）町民センター多目的文化ホール

＝概要＝

- 内 容～子ども縁日
- 共 催～仁木町子ども会育成連絡協議会

- 協 力～教育委員会職員（4人）、子ども会役員（3人）、お手伝いの保護者等（12人）
- 参加者～子ども 46人

12 仁木中学校新入生体験入学

令和5年2月1日（水）仁木中学校

=概 要=

- 教育課程、生活の決まりの説明
- フィルタリングの講話（余市警察署）
- 部活紹介、生徒会紹介
- 校内見学など
- 参加者～仁木小学校6年生 18人、銀山小学校6年 1人

13 仁木町職員研修

令和5年2月3日（金）町民センター交流ホール

=概 要=

- 研 修 メンタルヘルスにおけるラインケアについて
- 講 師 セレステ コンサルティングラボ 代表 島 一浩 氏

14 指定管理者プレゼンテーション

令和5年2月3日（金）会議室2

=概 要=

- 指定管理施設～ふれあい遊トピア公園、仁木町民スキー場
- 申 請 者 ～株式会社 コンサドーレ
- 審 査 員 ～指定管理者選定委員（副町長、全課長職及び課長相当職）

15 指導主事訪問（仁木中学校）

令和5年2月3日（金）教育長室

=概 要=

- 指導教科 体育（器械体操）
- 指導教師 宮川教諭
- 指導主事 岸指導主事

16 令和5年度教職員人事協議（一般職）

令和5年2月3日（金）教育長室（ZOOM）

＝概要＝

- 令和5年度教職員人事（一般教職員）協議
- 後志教育局 高橋課長、菅原係長、松尾主事、山田主事

17 1972札幌オリンピックメモリアル展示会開会セレモニー

令和5年2月4日（土）札幌三越

＝概要＝

- 内容 1972年に実施された札幌オリンピックにおいて、70メートル級ジャンプにおける笠谷幸生選手の金メダル展示会
- セレモニー 来賓挨拶（岩井教育長）、主催者挨拶（札幌市スポーツ局長）、金メダル展示コーナーテープカット、写真撮影、報道対応

18 令和5年度仁木町職員採用試験面接

令和5年2月5日（日）応接室

＝概要＝

- 令和5年度採用仁木町職員面接試験（社会人枠）
- 面接者～林副町長、岩井教育長、鹿内総務課長
- 受験者～3名（2次試験通過者）
- 合格者～2名

19 政策調整会議

令和5年2月6日（月）応接室

＝概要＝

- 総務課～令和5年度の選挙日程（知事・道議、町議会議員）ほか
- 出納室～日直勤務に係る釣銭用現金の取り扱い
- 住民課～地球温暖化実行計画に係る調査
- 副町長～機構改革の取組 など

20 令和4年度第2回定例監査

令和5年2月7日（火）～9日（木）議会委員会室

＝概要＝

○ 監査項目 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の執行状況について

○ 教育委員会関連事業

- ・ 公共施設感染症予防対策事業（抗菌・抗ウイルス化事業）
- ・ 手指消毒液購入事業
- ・ 町民センター給気換気仕様エアコン設置工事
- ・ 修学旅行等キャンセル料補助金
- ・ 学校保健特別対策事業（別途補助金の補助裏～iPad等購入）
- ・ 子育て世帯影響緩和支援（学校給食費助成）

※指摘事項なし

21 自治労仁木町職員労働組合との事務協議

令和5年2月7日（火）応接室

=概要=

- 課設置条例の改正に伴う労使協議
- 参加者 町側 3人、組合側 3人

22 教育相談

令和5年2月9日（木）教育長室

=概要=

- いじめ、学習規律等について
- 相談者 仁木小学校6年生保護者
- 対応者 岩井教育長

23 仁木町民スキー場に係るスキー連盟等との協議

令和5年2月9日（木）応接室

=概要=

- 仁木町民スキー場の今後の管理運営について
- リフト及びナイター照明の改修計画について
- 整備にあたってのお願い事項及び協力依頼
- 仁木町スキー連盟、スキー少年団関係者～5人
- 教育委員会～岩井教育長、菊地教育次長、佐藤生涯学習係長

24 第41回町民スポーツスキー大会(第45回町民ジャイアントスラローム大会)
令和5年2月11日(土) 仁木町民スキー場 22人参加
=概要=

- 開会のことば、大会長あいさつ(加藤連盟会長)、激励のことば(佐藤町長)、来賓紹介(岩井教育長、大洞スポーツ協会会長)、選手宣誓(鎌田悠叶選手)、競技委員長注意、閉会のことば

【大会結果】(一位のみ) ※敬称略

小学1年	男子	—	女子	那須麻央
小学2年	男子	本間湊人	女子	藤丸愛梨
小学3年	男子	三上叶真	女子	菅森そら
小学4年	男子	木村結斗	女子	芳岡珠葉
小学5年	男子	岩本奏羽	女子	木村彩葉
小学6年	男子	寺山昌努	女子	芳岡志恩
タイム差レース				芳岡志恩

25 令和4年度第3回銀山地区学校運営協議会
令和5年2月13日(月) 銀山中学校
=概要=

- 出席者~11名(委員8名、事務局2名、岩井教育長)
- 開会、委員長挨拶(加藤委員長)、経過報告(杉山教頭)、協議・説明(銀山地区義務教育学校の基本構想~岩井教育長、令和4年度の教育課活動を振り返って~打矢校長、通知表の二期制について~打矢校長、令和8年度の学校経営ビジョン~庵校長、意見交流、その他、今後の予定、閉会

26 定例校長会
令和5年2月14日(火) 会議室2
=概要=

- 教育長挨拶(示達事項含む)
 - ・新型コロナウイルス感染症とインフルエンザについて
 - ・令和5年度教職員人事について
 - ・令和4年度卒業式、令和5年度入学式について
- 教育委員会指導・伝達事項

・令和5年度仁木町教育行政執行方針について ほか

○ 会務報告、連絡事項

○ 協議事項

(1) 学校経営上の諸問題

(2) 教育課程の適切な管理・実施と令和5年度へ向けた取組について

(3) 学校職員評価について

(4) コミュニティスクールについて

(5) その他

○ 各学校の近況・交流、今後の主な日程

次回校長会 3月15日(水) 14:00～ 役場会議室2

27 令和5年度教職員人事2次協議

令和5年2月15日(水) 教育長室

＝概要＝

○ 令和5年度教職員人事(一般教諭、事務・養教)に係る最終調整

○ 転出予定者～仁木小(7人)、銀山中(2人)、仁木中(2人)、銀山中(4人)

○ 転入予定者～仁木小(6人)、銀山中(1人)、仁木中(2人)、銀山中(4人)

※仁木小学校は、普通学級児童数が100人以下となったことから定数1人減。銀山中小学校は完全複式学級になることから定数1人減。

○ 後志教育局～菅原係長(中学校担当)、山田主事(小学校担当)、松尾主事(事務・養教担当)

○ 教育委員会～岩井教育長

28 令和5年第1回後志教育研修センター組合教育委員会

令和5年2月17日(金) 後志教育研修センター第1研修室

＝概要＝

○ 令和4年度後志教育研修センター組合一般会計補正予算(第1号)

○ 令和5年度後志教育研修センター事業推進の構想について

○ 令和5年度後志教育研修センター組合一般会計予算案について

29 第21回教育長杯室内パークゴルフ大会(菊地次長代理出席)

令和5年2月17日(金) 山村開発センター

＝概要＝

- 開会、優勝杯返還、会長あいさつ（中川会長）、激励のことば（菊地次長代理出席）、注意事項説明、閉会

30 令和4年度第1回仁木町小中一貫教育推進会議

令和5年2月17日（金）町民センター多目的文化ホール

＝概要＝

- 会長、副会長の互選～会長 打矢和美氏、副会長 吉田 貴氏
- 出席者～打矢和美（校長会）、中村直也（校長会）、吉田 貴（教頭会）、杉山光宏（教頭会）、大久保俊哉（仁木地区CS）、加藤政茂（銀山地区CS）、鈴木 保（銀山地区CS）、鶴田泰大（町P連）、芳岡貴志（町P連）、久保田昌江（町P連）、新栄 裕（後志教育局）
- 事務局～岩井教育長、菊地教育次長、濱田主幹、佐々木主事
- 審議内容～小中一貫教育の進捗状況について
学校施設の大規模修繕等について
仁木中学校大規模修繕について
銀山地区義務教育学校基本構想について

31 仁木町子ども体験塾第9回講座「多世代交流ふれあい教室」

令和5年2月18日（土）役場庁舎横駐車場等

＝概要＝

- スノーキャンドルを作ろう
- 共催～仁木町子ども会育成連絡協議会
- 協力～ボランティア団体「絆」
- 参加者～子ども 28人、大人 15人

32 令和4年度第3回後志管内公立小中学校教職員人事推進会議

令和5年2月20日（月）教育長室（ZOOM）

＝概要＝

- 後志管内公立小中学校管理職育成方針における取組の検証について
- 令和6年度当初教頭昇任候補者の確保について
- その他

- 33 第4回後志管内市町村教育委員会教育長会議
令和5年2月20日(月)教育長室(ZOOM)
=概要=
○ 令和5年度後志管内教育推進の重点の方向性
○ 企画総務課所管事項(服務規律の厳正な保持について等)
○ 教育支援課所管事項(新型コロナウイルス感染症への対応について等)
- 34 令和4年度後志町村教育委員会協議会教育長部会役員会
令和5年2月20日(月)教育長室(ZOOM)
=概要=
○ 令和5年度後志町村教育委員会協議会教育長部会総会について
○ 後志町村教育委員会研修会等実施計画一覧
○ 教育長部会構成(案)
○ 派遣役員(案)
- 35 学校給食試食会(学校給食運営委員会)
令和5年2月20日(月)保健センター健康学習室、健康相談室
=概要=
○ 学校給食運営委員会委員による給食の試食
○ メニュー ごはん、キャベツのみそ汁、さけメンチカツ、含め煮、牛乳
○ 小学生食 666kcal(284円/食)
- 36 令和5年第1回学校給食運営委員会
令和5年2月20日(月)保健センター健康学習室、健康相談室
=概要=
○ 出席者～東郷委員長、中村委員、打矢委員、渋谷委員、山口委員、大石委員、林委員
○ 事務局～岩井教育長、菊地次長、赤石学校給食係長、綿谷栄養教諭
○ 令和5年度学校給食費について
○ 令和5年度仁木町学校給食共同調理場会計収支予算(案)について
- 37 令和5年第1回学校給食献立原案検討・物資選定委員会
令和5年2月20日(月)保健センター健康学習室、健康相談室

＝概 要＝

- 出席者～東郷委員長、中村委員、打矢委員、渋谷委員、山口委員、大石委員、林委員、綿谷委員
- 事務局～岩井教育長、菊地次長、赤石学校給食係長
- 令和5年度学校給食の献立計画について
- 令和5年度学校給食用物資選定について

38 育成会卒業と進級の集い

令和5年2月21日（火）銀山中学校

＝概 要＝

- 対象者 卒業生 銀山小学校 3人、銀山中学校 2人
進級生 仁木小学校 2人、銀山小学校 1人、仁木中学校
5人、銀山中学校 5人
- 会長挨拶（小菅会長）、記念品贈呈、お祝いの言葉（岩井教育長）、来年度の抱負、卒業生紹介、お礼の言葉、ゲームの集い、写真撮影

日程第 4

報告第 1 号

体罰に係る実態把握に関する件について

このことについて、別紙のとおり報告します。

令和5年2月22日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩井 秋 男

日程第 5

議案第 1 号

仁木町山村開発センター設置条例の一部を改正する条例に関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則
第 2 条第 1 1 号の規定に基づき、次のとおり提出します。

令和 5 年 2 月 2 2 日 提出

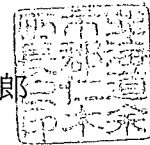
仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

仁 総 号
令和 5 年 2 月 17 日

仁木町教育委員会
教育長 岩井 秋 男 様

仁木町長 佐藤 聖一郎



予算等に対する意見の聴取について

令和 5 年第 1 回仁木町議会定例会に提出を予定している議案のうち、次の議案に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

記

令和 5 年第 1 回仁木町議会定例会付議事件

- (1) 令和 4 年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第 6 号）の関係部分
- (2) ふれあい遊トピア公園及び仁木町民スキー場の指定管理者の指定について
- (3) 障がい者に係る欠格事項の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例制定
の関係部分
- (4) 仁木町文化財保護条例の一部を改正する条例制定について
- (5) 仁木町民センター設置条例の一部を改正する条例制定について
- (6) 令和 5 年度余市郡仁木町一般会計予算の関係部分

（ 総 務 係 ）

仁 教 委 号
令和 5 年 2 月 日

仁木町長 佐 藤 聖 一 郎 様

仁木町教育委員会
教育長 岩 井 秋 男

教育に関する議案に対する教育委員会の意見について（回答）

令和5年2月17日付仁総号で意見照会がありましたこのことについて、原案のとおりで差し支えありません。

（総務学校教育係）

障がい者に係る欠格条項の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例

(仁木町水泳プール設置条例の一部改正)

第1条 仁木町水泳プール設置条例（昭和44年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号中「または精神異常者」を削り、同項に次の4号を加える。

(4) その他町長が不相当と認める者

(仁木町生活館条例の一部改正)

第2条 仁木町生活館条例（昭和46年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号中「又は精神異常者」を削り、同項に次の4号を加える。

(4) その他町長が不相当と認める者

(仁木町地域集会施設設置条例の一部改正)

第3条 仁木町地域集会施設設置条例（昭和52年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「又は精神異常者」を削り、同項に次の4号を加える。

(4) その他町長が不相当と認める者

(仁木町老人憩の家設置条例の一部改正)

第4条 仁木町老人憩の家設置条例（昭和50年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第2号中「又は精神異常者」を削り、同項に次の4号を加える。

(4) その他町長が不相当と認める者

(仁木町生活改善センター条例の一部改正)

第5条 仁木町生活改善センター条例（昭和45年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第2号中「又は精神異常者」を削り、同項に次の4号を加える。

(4) その他町長が不相当と認める者

(仁木町山村開発センター設置条例の一部改正)

第6条 仁木町山村開発センター設置条例（昭和57年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「又は精神異常者」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新旧対照表

○仁木町山村開発センター設置条例（第6条関係）

②P14630～

新	旧
<p>仁木町山村開発センター設置条例</p> <p>昭和57年仁木町条例第38号</p> <p>第1条～第4条略 (使用の制限)</p> <p>第5条 委員会は、正当な理由なく開発センターへの入場を拒み、若しくは退場を命じ又は付属施設の使用を拒んではならない。</p> <p>2 委員会は、次の各号の一に該当する者に対しては開発センターへの入場を拒み、若しくは退場を命ずることができる。</p> <p>(1) 秩序又は風俗をみだし、又はみだす恐れがあると認める者</p> <p>(2) 感染症患者</p> <p>(3) 刀剣その他、他人に危害を及ぼし又は他人の迷惑となる物品を携帯する者</p> <p>(4) 開発センターを破損する恐れがあるとき。</p> <p>(5) その他管理上支障があると認めるとき。</p> <p>第6条～第22条略</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>仁木町山村開発センター設置条例</p> <p>昭和57年仁木町条例第38号</p> <p>第1条～第4条略 (使用の制限)</p> <p>第5条 委員会は、正当な理由なく開発センターへの入場を拒み、若しくは退場を命じ又は付属施設の使用を拒んではならない。</p> <p>2 委員会は、次の各号の一に該当する者に対しては開発センターへの入場を拒み、若しくは退場を命ずることができる。</p> <p>(1) 秩序又は風俗をみだし、又はみだす恐れがあると認める者</p> <p>(2) 感染症患者又は精神異常者</p> <p>(3) 刀剣その他、他人に危害を及ぼし又は他人の迷惑となる物品を携帯する者</p> <p>(4) 開発センターを破損する恐れがあるとき。</p> <p>(5) その他管理上支障があると認めるとき。</p> <p>第6条～第22条略</p>

日程第 6

議案第 2 号

仁木町水泳プール設置条例の一部を改正する条例に関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則
第 2 条第 1 1 号の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

令和 5 年 2 月 2 2 日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

障がい者に係る欠格条項の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例

(仁木町水泳プール設置条例の一部改正)

第1条 仁木町水泳プール設置条例（昭和44年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号中「または精神異常者」を削り、同項に次の4号を加える。

(4) その他町長が不相当と認める者

(仁木町生活館条例の一部改正)

第2条 仁木町生活館条例（昭和46年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号中「又は精神異常者」を削り、同項に次の4号を加える。

(4) その他町長が不相当と認める者

(仁木町地域集会施設設置条例の一部改正)

第3条 仁木町地域集会施設設置条例（昭和52年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「又は精神異常者」を削り、同項に次の4号を加える。

(4) その他町長が不相当と認める者

(仁木町老人憩の家設置条例の一部改正)

第4条 仁木町老人憩の家設置条例（昭和50年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第2号中「又は精神異常者」を削り、同項に次の4号を加える。

(4) その他町長が不相当と認める者

(仁木町生活改善センター条例の一部改正)

第5条 仁木町生活改善センター条例（昭和45年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第2号中「又は精神異常者」を削り、同項に次の4号を加える。

(4) その他町長が不相当と認める者

(仁木町山村開発センター設置条例の一部改正)

第6条 仁木町山村開発センター設置条例（昭和57年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「又は精神異常者」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新旧対照表

○仁木町水泳プール設置条例（第7条）

② 1 1 4 2 0 ~

新	旧
<p>仁木町水泳プール設置条例</p> <p>昭和44年7月26日条例第35号</p> <p>第1条～第6条略 (使用の制限)</p> <p>第7条 次の各号の一に該当する者に対してはプール等の使用を拒み、若しくは退場を命ずることができる。</p> <p>(1) 秩序または風俗をみだし、またはみだすおそれがあると認められる者</p> <p>(2) 伝染病患者</p> <p>(3) 刀剣その他他人に危害を及ぼし、または他人の迷惑となる物品を携帯する者</p> <p>(4) その他町長が不相当と認める者</p> <p>第8条～第10条略</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>仁木町水泳プール設置条例</p> <p>昭和44年7月26日条例第35号</p> <p>第1条～第6条略 (使用の制限)</p> <p>第7条 次の各号の一に該当する者に対してはプール等の使用を拒み、若しくは退場を命ずることができる。</p> <p>(1) 秩序または風俗をみだし、またはみだすおそれがあると認められる者</p> <p>(2) 伝染病患者または精神異常者</p> <p>(3) 刀剣その他他人に危害を及ぼし、または他人の迷惑となる物品を携帯する者</p> <p>第8条～第10条略</p>

日程第 7

議案第 3 号

仁木町文化財保護条例の一部を改正する条例に関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則
第 2 条第 1 1 号の規定に基づき、次のとおり提出します。

令和 5 年 2 月 2 2 日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

仁木町文化財保護条例の一部を改正する条例

仁木町文化財保護条例（昭和63年仁木町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第36条を次のように改める。

（標識等の設置）

第36条 教育委員会は、町指定史跡名勝天然記念物のうち、必要があると認められるものについては、所有者の同意を得て、その管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置し、所有者に管理させることができる。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

新旧対照表

○仁木町文化財保護条例

新	旧
<p>仁木町文化財保護条例</p> <p>昭和63年仁木町条例第13号</p> <p>(<u>標識等の設置</u>)</p> <p>第36条 <u>教育委員会は、町指定史跡名勝天然記念物のうち、必要がある</u>と認められるものについては、<u>所有者の同意を得て、その管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置し、所有者に管理させることができる。</u></p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p>	<p>仁木町文化財保護条例</p> <p>昭和63年仁木町条例第13号</p> <p>(<u>標識等の設置</u>)</p> <p>第36条 <u>町指定史跡名勝天然記念物の所有者は、教育委員会規則の定める基準により、町指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置するものとする。</u></p>

日程第 8

議案第 4 号

仁木町民センター設置条例の一部を改正する条例に関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則
第2条第11号の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

令和5年2月22日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩井 秋男

仁木町民センター設置条例の一部を改正する条例

仁木町民センター設置条例（平成11年仁木町条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考第2項第1号中「ステージ」の次に「、控室」を加え、同号中「視聴覚室）」の次に「、和室1、和室2」を加える

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

新旧対照表

○仁木町民センター設置条例

新	旧
<p>仁木町民センター設置条例 平成11年仁木町条例第1号</p> <p>別表第1 (第8条関係) (備考)</p> <p>1 略</p> <p>2 冷暖房料は、使用料合計額の50%を徴する。 (1) 冷房期間 7月1日～8月31日 ※多目的文化ホール(ホール、ステージ、控室)、交流ホール(会議室、視聴覚室)、和室1、和室2</p> <p>(2) 暖房期間 11月1日～4月30日</p> <p>3 略</p> <p>附 則 この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p>	<p>仁木町民センター設置条例 平成11年仁木町条例第1号</p> <p>別表第1 (第8条関係) (備考)</p> <p>1 略</p> <p>2 冷暖房料は、使用料合計額の50%を徴する。 (1) 冷房期間 7月1日～8月31日 ※多目的文化ホール(ホール、ステージ、<u> </u>)、交流ホール(会議室、視聴覚室)</p> <p>(2) 暖房期間 11月1日～4月30日</p> <p>3 略</p>

日程第 9

議案第 5 号

仁木町教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則に関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則
第2条第11号の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

令和5年2月22日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩井 秋 男

仁木町教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則

仁木町教育委員会傍聴人規則（平成27年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げた部分でこれに対応する改正後欄に掲げた部分がないものは、これを削る。
 前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げた部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>第1条 略</p> <p>第2条 次の各号の一に当ると認められる者は傍聴を許さない。</p> <p>(1) めいていしているとき認められるもの</p> <p>(2) 会議の妨害となるとき認められる器物等を携帯しているもの</p> <p>(3) その他教育長において傍聴を不適當と認める者</p> <p>第3条～第6条 略</p>	<p>第1条 略</p> <p>第2条 次の各号の一に当ると認められる者は傍聴を許さない。</p> <p>(1) <u>精神に異常があると認められるもの</u></p> <p>(2) <u>めいていしているとき認められるもの</u></p> <p>(3) <u>会議の妨害となるとき認められる器物等を携帯しているもの</u></p> <p>(4) <u>その他教育長において傍聴を不適當と認める者</u></p> <p>第3条～第6条 略</p>

附 則
 この規則は、公布の日から施行する。

日 程 第 10

議 案 第 6 号

令和5年度仁木町教育行政執行方針に関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則
第2条第1号の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

令和5年2月22日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

令和5年度

仁木町教育行政執行方針

仁木町教育委員会

令和5年度仁木町教育行政執行方針

令和5年第1回仁木町議会定例会の開会に当たり、本町の教育行政執行方針について申し上げます。

町民の皆さまを始め、町議会議員の皆さまのご協力、関係各位の心温まる支援によりまして、令和4年度の教育行政を円滑に推進できましたことに、心から感謝とお礼を申し上げます。

現在も続いております新型コロナウイルスによる感染は、収束と拡大を繰り返しており、全ての方の生活に大きな影響を及ぼしております。

本町においても、学校行事の縮小や学習活動の制限、更には施設の利用制限など、多くの制約の中での活動となっており、1日も早くコロナ禍前の活動が再開できることを願っています。

さて、学校教育につきましては、仁木町学校教育基本方針に基づき、昨年度から義務教育期間の9年間を見通した小中一貫教育の実現に向けた取組に着手しております。また、生涯学習においては、

総合計画にある「町民に質の高い教育を」の実現に向け、これまで行ってきた事業の見直しや新たな事業を実施して、町民一人ひとりが学習できる環境を整えていきたいと考えております。

令和5年度の教育行政執行方針を策定するに当たり、第6期仁木町総合計画の将来像である「魅力ある、住みよい、個人の主体性と地域の共生・調和を大切にすまち～すべては未来の子どもたちのために～」の具現化に向け、「学校教育」と「生涯学習」が連携しながら取組の方針と具体的な施策を定めました。

始めに、学校教育について申し上げます。

学校教育の役割は、子どもたちが将来、社会で自立し、自らの人生を豊かにするために必要となる基礎的な力を身に付けさせるとともに、一人ひとりの個性や可能性を引き出すことにあります。

文部科学省では、デジタル化を含む社会の変化に対応するため、GIGAスクール構想で示された個に応じた指導をより一層重視し、指導方法や指導体制の工夫改善により、学習の充実を図るとともに、情報通信端末や情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらの情報手段等を活用した課題解決型学習等により、主体的に考え、多様な立場の者が協働的に議論することなどが示されております。

そのため、これらの情報手段を適切に活用し、学習活動の充実を図る取組を進めていくほか、個に応じた指導が孤立した学びに陥らないよう、探究的な学習や体験活動等を通じ、他者と協働しながら、他者を価値ある存在として尊重し、様々な社会的変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質、能力を育成する「協働的な学び」の充実にも取り組んでいくなど様々な学習内容を見据えながら、一層の充実を図るため、重点的に取り組む施策を定めました。

重点の1つ目は、「教育内容の充実」であります。

国内の児童生徒の学力を諸外国と比較しますと、数学や科学に関するリテラシーは世界トップレベルである一方、情報活用能力や言語能力に課題があることが分かっており、その要因として学校の授業や学習において積極的にICTを活用していなかったことが文部科学省から報告されております。

このことから、基礎的、基本的な知識・技能の習得とそれらを活用した課題解決のために必要な思考力や判断力、表現力などに加えICTの活用能力を育むことが重要であり、加えて、主体的、対話的で深い学びを充実させる必要があります。

そのためには、教職員一人ひとりが、子どもたちと共にICTに慣れ親しみ、ICTスキルを向上させると共に、これまでの優れた

教育実践とICTを最適に融合することで、様々な課題を解決し、教育の質の向上につなげてまいります。

なお、教育へのICT機器の活用が急速に進められ、児童生徒の知識不足によりトラブルに巻き込まれる可能性もあることから、情報社会において適切な活動を行うための基になる考え方である情報モラル教育と情報教育に必要な知識を取得させるため、適切な利用について教育委員会が中心となって統一した指導を、関係機関、民間企業、保護者、小中学校間の連携により進めてまいります。

外国語教育の推進につきましては、「読む」、「聞く」の2技能を判定する英検IBA、英語の発音を音声で確認することができるデジタル教科書、外国人との会話する機会として外国語指導助手を活用しながら、英語力の定着・向上に取り組んでまいります。

小中一貫教育につきましては、仁木町学校教育基本方針を踏まえ、仁木地区では小中一貫型小学校・中学校、銀山地区では義務教育学校の導入に向けた準備として、「9年間を通じた指導計画策定」、「9年後の目指す子ども像の設定」、「小中学校間の乗り入れ授業」に加え、「小中合同の教員研修の実施」、「小中合同の公開授業の開催」などに取り組んでまいります。

また、銀山地区に開校する義務教育学校の基本設計につきましては、昨年度策定した銀山地区義務教育学校基本構想に基づき、現在の銀山中学校の校舎及び屋体の増改築について、町民及び関係機関

の意見等を踏まえながら、関係法令に照らし合わせ、基本設計図、仕様等を策定してまいります。

仁木地区・銀山地区に設置しておりますコミュニティスクールにつきましても、保護者や地域が学校の様々な課題解決に参画し、それぞれの立場で主体的に子どもたちの成長を支えていくための仕組みであることから、保護者や地域住民が学校や地域の課題を共有し、共通の目標、ビジョンを持ち一体となって地域の子どもたちを育み、小中一貫教育に対しても連携しながら進めてまいります。

重点の2つ目は、「教育環境の充実」であります。

教職員の働き方改革につきましては、仁木町立学校の働き方改革アクションプラン（第2期）に基づき、長期休業期間中における閉校日や定時退勤日の設定など従前からの取組を継続しつつ、校務支援システムやICT機器を積極的に活用した効率的な業務の推進のほか、時間外在校時間の公表などの取組を実施し、業務削減や勤務環境の改善に取り組んでまいります。

ICT機器の整備につきましては、各学校で学習eポータル、学びの保障オンライン学習システム、デジタル教科書等、デジタル教材の活用が進んでいることに伴い、増加するデータ通信量に対応するため、機器の通信状況に応じたデータ通信の安定化を図る取組を進めてまいります。

各学校とも建設後、四半世紀が経過し、校舎の老朽化が進んでいることから、仁木町学校施設個別施設計画を踏まえ、本年度は、仁木中学校の外壁及び屋上の大規模改修を実施してまいります。

また、他の学校においても計画的な大規模改修について準備を進めてまいります。

重点の3つ目は、「学校給食の充実」であります。

食育につきましては、栄養教諭を中心として引き続き各学校と連携し、食事の重要性や楽しさ、食への感謝の気持ちなどを育み、食に関する正しい知識と望ましい食習慣の定着に向けた指導、並びに本町及び北後志管内を始めとした北海道産食材を積極的に取り入れることにより、地産地消の大切さや地域の食文化を学び、生産者への感謝の気持ちや生命を尊重する心を育む食育の充実を図ってまいります。

なお、コロナ禍やエネルギー価格上昇等の影響により物価が高騰し、食材単価が上昇していることを受けまして、本年度から学校給食費を3.5パーセント程度値上げしてまいります。

学校給食調理業務につきましては、「安全・安心な学校給食の提供」を第一に行っておりますが、19年目を迎える調理場設備において耐用年数を超え経年劣化が見られる機器については、突発的な故障による給食の提供停止を防ぐため、本年度は洗浄室等にある食器洗

浄機、食缶洗浄機、真空冷却機等を更新する予定であり、今後においても計画的な更新を予定しております。

また、子育て世代の経済的支援を図るため、学校給食費の補助を本年度も引き続き実施してまいります。

学校給食費を地方自治体の会計に組み入れる「公会計制度」の導入につきましては、学校事務の負担軽減を目的に、現在各学校が行っている保護者からの学校給食費徴収業務を教育委員会が行うなど令和6年度の開始に向けて準備を進めてまいります。

続きまして、生涯学習について申し上げます。

生涯学習の役割は、町民一人ひとりが生涯を通じて、いつまでも学べるよう地域において様々な学習機会に出会える環境を整えることを目指しています。

本町におきましても、第6期仁木町総合計画や教育大綱を踏まえ、子どもから高齢者までがいつまでも、いつでも学べる町づくりを目標として、重点的に取り組む施策を定めました。

重点の1つ目は、「いつまでも学習の推進」であります。

いつまでも学習の推進につきましては、昨年度第8期仁木町社会教育中期計画の実践結果による評価を踏まえ、本年度から令和9年度までの第9期仁木町社会教育中期計画を策定しました。

また、仁木町社会教育推進計画に基づき、子どもから高齢者まで学習できる環境づくりに努めるとともに、行政、学校及び地域が協力して、世代を超えた学習機会を創出するため、町内の社会教育関係団体並びにその他民間企業に協力をいただき、年間を通して多様な体験活動の実施を目指します。

子どもの読書活動につきましては、本年度から令和9年度までの第2期仁木町子どもの読書活動推進計画を策定し、子どもたちが読書を通して健やかに成長し、より良い読書習慣を身に着けることができるよう子どもの成長段階に応じた読み聞かせ事業の推進や広報等を活用した本の魅力発信など、読書に親しみを持てる環境づくりに努めてまいります。

高齢者の社会活動促進や健康増進を図るため、やすらぎ大学などを通して充実した生活をサポートし、生きがいや、やりがいを高める学習を引き続き実施してまいります。

重点の2つ目は、「スポーツ活動の振興」であります。

スポーツ活動の振興につきましては、町民それぞれが自ら親しみ生涯を通して気軽にスポーツを楽しむ機会の拡充を図るため、各スポーツ団体等と連携を図り、町民が日常的にスポーツを楽しむ活動機会の提供や、環境整備に努めていくほか、子どもたちがプロレベルのスポーツに親しむ機会を創出し、選手達と触れ合えることを

通して、豊かな人間性やたくましい身体を育む機会を設けたいと考えております。

また、スポーツ協会やスポーツ少年団への活動支援による各種事業の充実やスポーツ指導者研修会の開催など、スポーツ活動の普及・促進に努めてまいります。

重点の3つ目は、「文化・芸術活動の創出」であります。

文化・芸術活動の創出につきましては、町民一人ひとりの心の豊かさや創造性を育み、暮らしに潤いと活力を与えるため、仁木町民センターを中心とした文化施設を、町民の心やすらぐ空間として、各文化団体やサークル活動の交流や参加機会の充実を図り、子どもから高齢者まで文化芸術に触れる機会の拡充を進めてまいります。

また、文化財の保護、活用といたしまして、先人が築き上げてきた郷土の歴史を後世に伝えるため、町指定文化財の保存と町内文化財の調査に取り組み、新たな価値や魅力の発信に努めてまいります。

重点の4つ目は、「社会教育施設の適切な管理」であります。

社会教育施設の適切な管理につきましては、教養、健康増進、生活文化の向上を図るため、管理人や指定管理者と連携し、引き続き心豊かに生活を送ることができる環境づくりに努めてまいります。

また、昭和58年度に開設以降、長年に渡り町民に親しまれてい

る仁木町民スキー場は、老朽化が著しく、リフト及びナイター照明の更新に着手するため、令和5年度、令和6年度の2か年を休止いたします。

令和7年度の仁木町民スキー場リニューアルオープンに向けて、冬期スポーツ振興、保健体育の向上及び普及に向けた準備を進めてまいります。

その他、施設の多くが建設後30年以上経過していることから、個別施設計画に基づき、計画的な大規模改修等について準備を進めてまいります。

以上、令和5年度に取り組む重点施策を申し上げました。

仁木町が、人口減少等の課題を乗り越え、地方創生を実現するためには、人材育成を担う教育の役割が重要であります。

教育委員会といたしましては、子どもから高齢者まで、様々な社会変化にも果敢に挑戦し、仁木町の輝く未来を築き、幸福な人生を歩んでいくことができるよう、学校、家庭、地域、行政との緊密な連携の下、一丸となって本町教育の充実、発展に取り組んでまいります。

町民の皆さまの積極的な参画と、町議会議員の皆さまを始め、教育関係機関、団体等の一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

日程第 11

議案第 7 号

令和 4 年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第 6 号）のうち、教育費に係る意見聴取に関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則第 2 条第 1 2 号の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

令和 5 年 2 月 2 2 日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

令和4年度歳入予算見積書 (第12回補正)

令和5年2月16日 作成

所属 03-12-02 教育委員会 教育委員会事務局 総務学校教育係

会計 01 一般会計
 款 15 国庫支出金
 項 02 国庫補助金
 目 05 教育費国庫補助金

科 目	経 路	見積額 (千円)	査定額 (千円)	補正前の額	補正後の額	内容及び算定基礎 (円)
* 合計 *		280	280	2,025	2,305	
01 小学校費補助金		140	140	997	1,137	
009 学校保健特別対策事業費補助金	02 臨特	140	140	900	1,040	補助金を増額申請したため 調定額1,040,000円 - 予算額900,000円=140,000円
02 中学校費補助金		140	140	1,028	1,168	
010 学校保健特別対策事業費補助金	02 臨特	140	140	900	1,040	補助金を増額申請したため 調定額1,040,000円 - 予算額900,000円=140,000円
(充当先内訳) 合計 *	充 当 先 事 業					充 当 額 (千円)
10-02-01 教育費 小学校費 学校管理費	129100-00-0 小学校運営経費					280
10-03-01 教育費 中学校費 学校管理費	130400-00-0 中学校運営経費					140
						140

令和4年度歳出予算要求書 (第12回補正)

令和5年2月16日 作成

所属 03-12-02 教育委員会 教育委員会事務局 総務学校教育保

会計 01 一般会計

款 10 教育費

項 01 教育総務費

目 02 事務局費

事業 128200-00-0 町立学校整備促進審議会運営経費 [02 単独事業]

科	目	臨経	要求額 (千円)	査定額 (千円)	補正前の額	補正後の額	内容及び算定基礎 (円)
* 合 計	*	*	△58	△58	72	14	
01 報酬			△58	△58	58	0	
002 委員報酬			△58	△58	58	0	
017 仁木町立学校整備促進審議会委員報酬	11 経常		△58	△58	58	0	0 本審議会の内容が別の会議で審議することになったため 執行額0円 - 予算額58,000円=△58,000円

令和4年度歳出予算要求書 (第12回補正)

令和5年2月16日 作成

所属 03-12-02 教育委員会 教育委員会事務局 総務学校教育係

会計 01 一般会計
 款 10 教育費
 項 01 教育総務費
 目 02 事務局費

事業 128300-00-0 教育委員会事務局経費 [02 単独事業]

科 目	臨経	要求額 (千円)	査定額 (千円)	補正前の額	補正後の額	内容及び算定基礎 (円)
* * 合計 *		△71	△71	3,296	3,225	
03 職員手当等		△71	△71	316	245	
002 期末手当		△71	△71	316	245	
003 会計年度任用職員	11 経常	△71	△71	316	245	予定していた金額より下がったため 執行額244,852円 - 予算額316,000円=△71,148円

令和4年度歳出予算要求書 (第12回補正)

令和5年2月16日 作成

会計 01 一般会計 所属 03-12-02 教育委員会 教育委員会事務局 総務学校教育係

款 10 教育費

項 01 教育総務費

目 03 教育振興費

事業 140100-06-0 新型コロナウイルス感染症対策事業 教育振興事業 [01 補助事業]

科	目	臨経	要求額 (千円)	査定額 (千円)	補正前の額	補正後の額	内容及び算定基礎 (円)
* * 合計 *			84	84	1,705	1,789	
12 委託料			△25	△25	1,584	1,559	
233 抗菌処理委託料		02 臨時	△25	△25	1,584	1,559	予定していた金額より安くなったため 執行額1,558,480円 - 予算額1,584,000円=△25,520円
18 負担金補助及び交付金			109	109	121	230	
622 臨時休業等給食費補助金		02 臨時	109	109	0	109	仁木町臨時休業等給食費補助金交付要綱に基づき給食費を補助 執行予定額108,840円 - 予算額0円=108,840円
(特定財源内訳)	歳入科目 (款・項・目・節・細節)						予算額 (千円) 充当額 (千円)
* * 合計 *							2,088 △26
15-02-01-01-027 国庫支出金 国庫補助金 総務費国庫補助金 総務費補助金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金							2,088 △26

令和4年度歳出予算要求書 (第12回補正)

令和5年2月16日 作成

所属 03-12-02 教育委員会 教育委員会事務局 総務学校教育係

会計 01 一般会計

款 10 教育費

項 02 小学校費

目 01 学校管理費

事業 129100-00-0 小学校運営経費 [02 単独事業]

科目	経目	臨経	要求額 (千円)	査定額 (千円)	補正前の額	補正後の額	内容及び算定基礎 (円)
* 07	* 報償費		△73	△73	8,736	8,663	
005	その他報償費		△73	△73	78	5	
045	修学旅行引率教諭報償	11 経常	△73	△73	78	5	5 予定していた金額より旅費が安くなったため 執行額4,090円 - 予算額78,000円=△73,910円
(特定財源内訳)							
* 15-02-01-01-01-027	国庫補助金 歳入科目 (款・項・目・節・細節)						予算額 (千円) 充当額 (千円)
* 15-02-05-01-009	国庫補助金 歳入科目 (款・項・目・節・細節)						2,228 273
	総務費国庫補助金 総務費補助金 総務費補助金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金						2,088 133
	教育費国庫補助金 小学校費補助金 小学校費補助金 学校保健特別対策事業費補助金						140 140

令和4年度歳出予算要求書 (第12回補正)

令和5年2月16日 作成

所属 03-12-02 教育委員会 教育委員会事務局 総務学校教育係

会計 01 一般会計

款 10 教育費

項 02 小学校費

目 01 学校管理費

事業 129600-00-0 小学校施設管理経費 [02 単独事業]

科	目	臨経	要求額 (千円)	査定額 (千円)	補正前の額	補正後の額	内容及び算定基礎 (円)
*	* 合計 *		996	996	27,889	28,885	
10	需用費		1,008	1,008	15,427	16,435	
002	燃料費		1,008	1,008	7,995	9,003	
003	重油	11 経常	1,008	1,008	7,704	8,712	燃料単価が高騰したため 執行予定額8,712,000円 - 予算額7,704,000円=1,008,000円
12	委託料		△12	△12	10,255	10,243	
001	保守点検委託料		△12	△12	1,215	1,203	
015	浄化槽維持管理委託料	11 経常	△12	△12	544	532	予定していた金額より下がったため 執行額531,300円 - 予算額544,000円=△12,700円

令和4年度歳出予算要求書 (第12回補正)

令和5年2月16日 作成

所属 03-12-02 教育委員会事務局 総務学校教育係

会計 01 一般会計

款 10 教育費

項 03 中学校費

目 01 学校管理費

事業 130400-00-0 中学校運営経費 [02 単独事業]

科	目	臨経	要求額 (千円)	査定額 (千円)	補正前の額	補正後の額	内容及び算定基礎 (円)
* * 合 計	*		△325	△325	8,355	8,030	
07 報償費			△59	△59	157	98	
005 その他報償費			△59	△59	85	26	
045 修学旅行引率教諭報償	11 経常		△59	△59	85	26	予定していた金額より旅費が安くなったため 執行額25,828円 - 予算額85,000円=△59,172円
13 使用料及び賃借料			△266	△266	877	611	
011 自動車等借上料	11 経常		△266	△266	310	44	修学旅行先が変更となりバス代が安くなったため 執行額44,000円 - 予算額310,000円=△266,000円
(特定財源内訳)							
* * 合 計	*						予算額 (千円) 充当額 (千円)
15-02-01-01-027 国庫支出金 国庫補助金 総務費補助金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金							2,228 270
15-02-05-02-010 国庫支出金 国庫補助金 教育費国庫補助金 中学校費補助金 学校保健特別対策事業費補助金							2,088 130
							140 140

令和4年度歳出予算要求書 (第12回補正)

令和5年2月16日 作成

会計 01 一般会計
 款 10 教育費
 項 03 中学校費
 目 01 学校管理費
 所属 03-12-02 教育委員会 教育委員会事務局 総務学校教育係
 事業 130510-00-0 総合的な学習事業経費 [02 単独事業]

科	目	臨経	要求額 (千円)	査定額 (千円)	補正前の額	補正後の額	内容及び算定基礎 (円)
*	*	*			216	184	
13	使用料及び賃借料		△32	△32	103	71	
011	自動車等借上料	11 経常	△32	△32	103	71	新型コロナウイルス感染症の影響により、授業の回数が減ったため 執行額70,620円 - 予算額103,000円=△32,380円

令和4年度歳出予算要求書 (第12回補正)

令和5年2月16日 作成

会計 01 一般会計 所属 03-12-02 教育委員会 教育委員会事務局 総務学校教育係

款 10 教育費

項 03 中学校費

目 01 学校管理費

事業 130850-00-0 中学校特別支援教育等事業経費 [02 単独事業]

科	目	臨経	要求額 (千円)	査定額 (千円)	補正前の額	補正後の額	内容及び算定基礎 (円)
* * 合 計	*		△44	△44	6,153	6,109	
03 職員手当等			△44	△44	415	371	
002 期末手当			△44	△44	415	371	
003 会計年度任用職員	02 臨時		△44	△44	415	371	予定していた金額より下がったため 執行額370,560円 - 予算額415,000円=△44,440円

令和4年度歳出予算要求書 (第12回補正)

令和5年2月16日 作成

所属 03-12-02 教育委員会 教育委員会事務局 総務学校教育係

会計 01 一般会計

款 10 教育費

項 03 中学校費

目 01 学校管理費

事業 130900-00-0 中学校施設管理経費 [02 単独事業]

科	目	臨経	要求額 (千円)	査定額 (千円)	補正前の額	補正後の額	内容及び算定基礎 (円)
*	合計 *		977	977	28,382	29,359	
10	需用費		1,008	1,008	15,314	16,322	
002	燃料費		1,008	1,008	7,942	8,950	
003	重油	11 経常	1,008	1,008	7,704	8,712	燃料単価が高騰したため 執行予定額8,712,000円 - 予算額7,704,000円=1,008,000円
12	委託料		△31	△31	11,207	11,176	
001	保守点検委託料		△31	△31	913	882	
008	ボイラー保守点検委託料	11 経常	△22	△22	286	264	予定していた金額より安くなったため 執行額264,000円 - 予算額286,000円=△22,000円
015	浄化槽維持管理委託料	11 経常	△9	△9	422	413	予定していた金額より下がったため 執行額412,500円 - 予算額422,000円=△9,500円

令和4年度歳出予算要求書 (第12回補正)

令和5年2月16日 作成

所属 03-12-02 教育委員会 教育委員会事務局 総務学校教育係

会計 01 一般会計

款 10 教育費

項 03 中学校費

目 02 教育振興費

事業 131200-00-0 就学援助・特別支援教育就学奨励事務経費 [01 補助事業]

科目	経路	要求額 (千円)	査定額 (千円)	補正前の額	補正後の額	内容及び算定基礎 (円)
* 合計 *		33	33	2,532	2,565	
18 負担金補助及び交付金		33	33	168	201	
412 遠距離通学補助金	11 経常	33	33	168	201	予定していた補助金額より多くなったため 執行予定額200,700円 - 予算額168,000円=32,700円

令和4年度 歳出 予算要求書 (第12回補正)

令和5年2月16日 作成

所属 03-13-01 教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習係

会計 01 一般会計

款 10 教育費

項 05 社会教育費

目 01 社会教育総務費

事業 131650-00-0 文化財保護事業経費 [02 単独事業]

科	目	臨経	要求額 (千円)	査定額 (千円)	補正前の額	補正後の額	内容及び算定基礎 (円)
*	*	*	*	*			
18	負担金補助及び交付金		△1	△1	678	677	
618	町指定文化財修理等補助金	11 経常	△1	△1	673	672	
			△1	△1	666	665	補助申請額が少なかったことによる減額 支出済額665,000円+支出見込額0円-予算現額666,000円=△1,000円

令和4年度歳出予算要求書 (第12回補正)

令和5年2月16日 作成

会計 01 一般会計
 款 10 教育費
 項 05 社会教育費
 目 01 社会教育総務費

所属 03-13-01 教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習係

事業 131750-00-0 町民センター管理運営経費 [02 単独事業]

科目	経路	要求額 (千円)	査定額 (千円)	補正前の額	補正後の額	内容及び算定基礎 (円)
* * 合計 *		△44	△44	6,792	6,748	
12 委託料		△44	△44	4,906	4,862	
001 保守点検委託料		△44	△44	1,150	1,106	
024 舞台吊物装置保守点検委託料	11 経常	△22	△22	352	330	見合わせによる減額 支出済額 330,000円 + 支出見込額 0円 - 予算現額 352,000円 = △22,000円
028 照明機器保守点検委託料	11 経常	△22	△22	363	341	見合わせによる減額 支出済額 341,000円 + 支出見込額 0円 - 予算現額 363,000円 = △22,000円
(特定財源内訳)	歳入科目	(款・項・目・節・細節)				予算額 (千円) 2,088
* * 合計 *						2,088
15-02-01-01-027 国庫支出金 国庫補助金 総務費国庫補助金 総務費補助金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金						2,088

令和 4年度 歳出 予算要求書 (第12回補正)

令和 5年 2月16日 作成

会計 01 一般会計
 款 10 教育費
 項 05 社会教育費
 目 01 社会教育総務費

所属 03-13-01 教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習係

事業 131760-00-0 町民センター管理事業 [02 単独事業]

科目	経路	要求額 (千円)	査定額 (千円)	補正前の額	補正後の額	内容及び算定基礎 (円)
* 合計	*	△48,988	△48,988	117,100	68,112	
14 工事請負費		△48,988	△48,988	117,100	68,112	
002 維持補修工事請負費		△48,988	△48,988	117,100	68,112	
046 空調設備改修工事	01 事業	△48,988	△48,988	117,100	68,112	入札による減額 支出済額0円+支出見込額68,112,000円-予算現額117,100,000円 =△48,988,000円
(特定財源内訳)	歳入科目	(款・項・目・節・細節)		予算額 (千円)		充当額 (千円)
* 合計	*			△74,431		△49,055
15-02-01-01-027 国庫支出金 国庫補助金 総務費国庫補助金 給務費補助金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	*			2,088		7,645
19-01-03-01-001 繰入金 基金繰入金 公共施設等整備基金繰入金 公共施設等整備基金繰入金	*			△93,619		△73,800
22-01-08-01-002 町債 教育債 教育文化施設改善事業債 町民センター空調機更新事業	*			17,100		17,100

令和4年度歳出予算要求書 (第12回補正)

令和5年2月16日 作成

会計 01 一般会計
 款 10 教育費
 項 05 社会教育費
 目 01 社会教育総務費

所属 03-13-01 教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習係

事業 131800-00-0 社会教育行政一般事務経費 [02 単独事業]

科	目	経	要求額 (千円)	査定額 (千円)	補正前の額	補正後の額	内容及び算定基礎 (円)
* * 合 計	* *		△13	△13	84	71	
18 負担金補助及び交付金			△13	△13	32	19	
001 各種会議等負担金	11 経常		△13	△13	13	0	新型コロナウイルス感染症拡大による会議中止に伴う減額 支出済額0円+支出見込額0円-予算現額13,000円=△13,000円

令和4年度歳出予算要求書 (第12回補正)

令和5年2月16日 作成

所属 03-13-01 教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習係

会計 01 一般会計

款 10 教育費

項 05 社会教育費

目 01 社会教育総務費

事業 132060-00-0 はたちの集い開催経費 [02 単独事業]

科	目	臨経	要求額 (千円)	査定額 (千円)	補正前の額	補正後の額	内容及び算定基礎 (円)
*	*	*	△185	△185	384	199	
07	報償費		△66	△66	161	95	
004	記念品費		△66	△66	141	75	
012	はたちの集い記念品	11 経常	△66	△66	141	75	記念品贈呈者数が少なかったことによる減額 支出済額0円+支出見込額75,000円-予算現額141,000円=△66,000円
10	需用費		△62	△62	161	99	
004	食糧費	11 経常	△50	△50	113	63	新型コロナウイルス感染症拡大による交流会中止に伴う減額 支出済額62,256円+支出見込額0円-予算現額113,000円=△50,744円
005	印刷製本費	11 経常	△12	△12	32	20	出席者が少なかったことによる写真代の減額 支出済額19,800円+支出見込額0円-予算現額32,000円=△12,200円
11	役務費		△2	△2	7	5	
001	通信運搬費		△2	△2	7	5	
001	郵便料	11 経常	△2	△2	7	5	案内送付数が少なかったことによる減額 支出済額4,410円+支出見込額0円-予算現額7,000円=△2,590円
43	使用料及び賃借料		△55	△55	55	0	
011	自動車等借上料	11 経常	△55	△55	55	0	新型コロナウイルス感染症拡大により交流会中止に伴う減額 支出済額0円+支出見込額0円-予算現額55,000円=△55,000円

令和4年度歳出予算要求書 (第12回補正)

令和5年2月16日 作成

会計 01 一般会計 所属 03-13-01 教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習係

款 10 教育費

項 05 社会教育費

目 01 社会教育総務費

事業 132200-00-0 女性教育経費 [02 単独事業]

科	目	臨時	要求額 (千円)	査定額 (千円)	補正前の額	補正後の額	内容及び算定基礎 (円)
*	* 合計 *		△1	△1	176	175	
18	負担金補助及び交付金		△1	△1	69	68	
479	女性団体補助金	02 臨時	△1	△1	69	68	会員数1名減による補助金の減額 支出済額68,000円+支出見込額0円-予算現額69,000円=△1,000円

令和4年度 歳出 予算要求書 (第12回補正)

令和5年2月16日 作成

会計 01 一般会計

款 10 教育費

項 05 社会教育費

目 01 社会教育総務費

所属 03-13-01

教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習係

事業 132700-00-0 郷土芸能育成経費 [02 単独事業]

科	目	臨経	要求額 (千円)	査定額 (千円)	補正前の額	補正後の額	内容及び算定基礎 (円)
*	合計	*	△233	△233	272	39	
18	負担金補助及び交付金		△233	△233	272	39	
422	郷土芸能育成補助金	02 臨時	△233	△233	272	39	新型コロナウイルス感染症拡大によるイベント等中止に伴う補助金の減額 支出済額38,500円+支出見込額0円-予算現額272,000円=△233,500円

令和4年度歳出予算要求書 (第12回補正)

令和5年2月16日 作成

会計 01 一般会計
 款 10 教育費
 項 06 保健体育費
 目 01 保健体育総務費

所属 03-13-02

教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習係

事業 133400-00-0 保健体育行政一般事務経費 [02 単独事業]

科	目	臨経	要求額 (千円)	査定額 (千円)	補正前の額	補正後の額	内容及び算定基礎 (円)
* * 合計 *			△26	△26	361	335	
18 負担金補助及び交付金			△26	△26	70	44	
001 各種会議等負担金		11 経常	△7	△7	7	0	オンライン会議中止による減額 支出済額0円+支出見込額0円-予算現額7,000円=△7,000円
280 北海道スポーツ少年団加盟登録負担金		11 経常	△19	△19	63	44	登録者数が少なかったことによる減額 支出済額43,200円+支出見込額0円-予算現額63,000円=△19,800円

令和4年度歳出予算要求書 (第12回補正)

令和5年2月16日 作成

所属 03-13-02 教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習係

会計 01 一般会計

款 10 教育費

項 06 保健体育費

目 01 保健体育総務費

事業 133500-00-0 スポーツ推進委員経費 [02 単独事業]

科	目	臨経	要求額 (千円)	査定額 (千円)	補正前の額	補正後の額	内容及び算定基礎 (円)
* 合計	*		△14	△14	164	150	
18 負担金補助及び交付金			△14	△14	36	22	
001 各種会議等負担金	11 経常		△14	△14	14	0	オンライン会議中止による減額 支出済額0円+支出見込額0円-予算現額14,000円=△14,000円

令和4年度歳出予算要求書 (第12回補正)

令和5年2月16日 作成

会計 01 一般会計 所属 03-13-02 教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習係

款 10 教育費

項 06 保健体育費

目 01 保健体育総務費

事業 133700-00-0 体育研修会・教室等開催経費 [02 単独事業]

科	目	臨経	要求額 (千円)	査定額 (千円)	補正前の額	補正後の額	内容及び算定基礎 (円)
*	*	*	△40	△40	40	0	
	合計		△40	△40	40	0	
13	使用料及び賃借料		△40	△40	40	0	
011	自動車等借上料	02 臨時	△40	△40	40	0	新型コロナウイルス感染症拡大により体力測定会中止に伴う減額 支出済額0円+支出見込額0円-予算理額40,000円=△40,000円

令和4年度歳出予算要求書 (第12回補正)

令和5年2月16日 作成

会計 01 一般会計 所属 03-13-02 教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習係

款 10 教育費

項 06 保健体育費

目 01 保健体育総務費

事業 134000-00-0 体育団体補助金 [02 単独事業]

科目	目	臨経	要求額 (千円)	査定額 (千円)	補正前の額	補正後の額	内容及び算定基礎 (円)
* 合計	*		△11	△11	1,908	1,897	
18 負担金補助及び交付金			△11	△11	1,908	1,897	
425 仁木町体育協会補助金		02 臨時	△11		1,177	1,166	1 団体教室数減による補助金の減額 支出済額1,165,600円+支出見込額0円-予算現額1,177,000円=△11,400円

令和4年度歳出予算要求書 (第12回補正)

令和5年2月16日 作成

会計 01 一般会計
 款 10 教育費
 項 06 保健体育費
 目 01 保健体育総務費

所属 03-13-02 教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習係

事業 134100-00-0 スキーリゾート券交付事業経費 [02 単独事業]

科目	経路	要求額 (千円)	査定額 (千円)	補正前の額	補正後の額	内容及び算定基礎 (円)
* * 合計	*	△18	△18	264	246	
13 使用料及び賃借料		△18	△18	264	246	
031 施設使用料	02 臨時	△18	△18	264	246	対象者が少なかったことによる減額 支出済額245,600円+支出見込額0円-予算現額264,000円=△18,400円
(特定財源内訳)	歳入科目 (款・項・目・節・細節)					予算額 (千円) 充当額 (千円)
* * 合計	* *					△16,554 △18
* * 繰入金	基金繰入金 ふるさと振興基金繰入金					△16,554 △18

令和4年度歳出予算要求書 (第12回補正)

令和5年2月16日 作成

会計 01 一般会計

款 10 教育費

項 06 保健体育費

目 02 体育施設費

所属 03-13-02

教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習係

事業 134300-00-0 町営水泳プール管理運営経費 [02 単独事業]

科目	経路	要求額 (千円)	査定額 (千円)	補正前の額	補正後の額	内容及び算定基礎 (円)
08 旅費	*	△113	△113	2,551	2,438	
001 費用弁償	11 経常	△4	△4	55	51	
10 需用費		△109	△109	982	873	51 水泳プール開設基準日が満たなかったことによる交通費相当額の減額 支出済額50,172円+支出見込額0円-予算現額55,000円=△4,828円
002 燃料費		△6	△6	9	3	
001 ガンリン	11 経常	△6	△6	9	3	3 燃料消費量が少なかったことによる減額 支出済額2,535円+支出見込額0円-予算現額9,000円=△6,465円
007 光熱水費		△103	△103	459	356	
002 水道料	11 経常	△103	△103	220	117	水道消費量が少なかったことによる減額 支出済額110,480円+支出見込額2,000円-予算現額216,000円=△103,520円

(特定財源内訳) 歳入科目 (款・項・目・節・細節)

65	15-02-01-01-027 国庫支出金 国庫補助金 総務費国庫補助金 総務費補助金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	予算額 (千円)	充当額 (千円)
		2,088	11
		2,088	11

令和4年度歳出予算要求書 (第12回補正)

令和5年2月16日 作成

会計 01 一般会計 所属 03-13-02 教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習係

款 10 教育費
 項 06 保健体育費
 目 02 体育施設費

事業 134600-00-0 银山武道館運営補助経費 [02 単独事業]

科 目	経 緯	要求額 (千円)	査定額 (千円)	補正前の額	補正後の額	内容及び算定基礎 (円)
* * 合 計 * *		△13	△13	141	128	
18 負担金補助及び交付金		△13	△13	141	128	
429 银山武道館運営補助金	11 経常	△13	△13	141	128	運営補助金が減ったことによる減額 支出済額125,550円+支出見込額0円-予算現額139,000円=△13,450円

令和4年度歳出予算要求書 (第12回補正)

令和5年2月16日 作成

会計 01 一般会計

款 10 教育費

項 06 保健体育費

目 03 学校給食費

所属 03-14-01

教育委員会 学校給食共同調理場 学校給食係

事業 135300-00-0 学校給食センター運営経費 [02 単独事業]

科	目	臨経	要求額 (千円)	査定額 (千円)	補正前の額	補正後の額	内容及び算定基礎 (円)
* 合計 *			△948	△948	47,662	46,714	
03 職員手当等			△438	△438	1,760	1,322	
002 期末手当			△438	△438	1,760	1,322	
003 会計年度任用職員	11 経常		△438	△438	1,760	1,322	令和4年度期末手当は支給済みであり今後の支出見込がないため。 ※ 調理員が任期中で退職したこと等に伴う期末手当支給額減少 (負担行為1,321,109円+今後0円) - 予算1,760,000円=△438,891円
11 役務費			△77	△77	1,940	1,863	
002 保管料・筆耕翻訳料及び手数料			△77	△77	1,079	1,002	
022 車検整備等手数料	11 経常		△77	△77	323	246	当初積算額より契約額が下回ったことによる執行残が見込まれるため。 (負担行為245,702円+今後0円) - 予算323,000円=△77,298円
12 委託料			△433	△433	11,122	10,689	
001 保守点検委託料			△134	△134	2,425	2,291	
015 浄化槽維持管理委託料	11 経常		△6	△6	91	85	当初積算額より契約額が下回ったことによる執行残が見込まれるため。 (負担行為85,000円+今後0円) - 予算91,000円=△6,000円
021 機械設備保守点検委託料	11 経常		△128	△128	774	646	当初積算額より契約額が下回ったことによる執行残が見込まれるため。 (負担行為645,480円+今後0円) - 予算774,000円=△128,520円
062 給食配送委託料	11 経常		△299	△299	8,697	8,398	当初積算額より契約額が下回ったことによる執行残が見込まれるため。 (負担行為7,920,000円+今後0円) - 予算8,219,000円=△299,000円
(特定財源内訳) 歳入科目 (款・項・目・節・細節)							
* 合計 *							
15-02-01-01-027 国庫支出金 国庫補助金 総務費国庫補助金 総務費補助金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金							
予算額 (千円) 充当額 (千円)							
2,088 2,088							
△23 △23							

令和4年度歳出予算要求書 (第12回補正)

令和5年2月16日 作成

会計 01 一般会計 所属 03-14-01 教育委員会 学校給食共同調理場 学校給食係

款 10 教育費
項 06 保健体育費
目 03 学校給食費

事業 135450-00-0 学校給食費補助事業 [02 単独事業]

科 目	臨経	要求額 (千円)	査定額 (千円)	補正前の額	補正後の額	内容及び算定基礎 (円)
* 合計 *	*	△1,516	△1,516	2,309	793	
18 負担金補助及び交付金		△1,516	△1,516	2,309	793	
264 学校給食費補助金	11 経常	△1,516	△1,516	2,309	793	令和4年度仁木町給食支援事業により保護者が負担する令和4年10月分から令和5年3月分の給食費全額を補助することとなり、今後の本補助の執行が見込まれないため。 (負担行為792,990円+今後0円) - 予算2,309,000円=△1,516,010円
(特定財源内訳)	歳入科目	(款・項・目・節・細節)				予算額 (千円) 充当額 (千円)
* * *	歳計 *					△16,554 △1,516
19-01-02-01-001 繰入金	基金繰入金	ふるさと振興基金繰入金 ふるさと振興基金繰入金				△16,554 △1,516

日程第12

議案第8号

ふれあい遊トピア公園及び仁木町民スキー場の指定管理者の指定に係る
意見聴取に関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則
第2条第12号の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

令和5年2月22日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩井 秋 男

議案第 号

ふれあい遊トピア公園及び仁木町民スキー場の指定管理者
の指定について

ふれあい遊トピア公園及び仁木町民スキー場の指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び仁木町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年仁木町条例第22号）第5条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和5年3月10日提出

仁木町長 佐藤 聖一郎

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設の所在地及び名称

所在地 仁木町大江1丁目地内

名称 ふれあい遊トピア公園及び仁木町民スキー場

2 指定管理者に指定する団体の住所及び名称

住所 札幌市西区宮の沢2条3丁目4-1

名称 株式会社 コンサドーレ

代表取締役 三上大勝

3 指定の期間

自 令和5年4月1日

至 令和10年3月31日

日程 第 13

議案 第 9 号

令和5年度余市郡仁木町一般会計予算のうち、教育費に係る意見聴取に関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則第2条第12号の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

令和5年2月22日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩井 秋 男

日程第14

議案第10号

第9期仁木町社会教育中期計画の答申に関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則
第2条第1号の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

令和5年2月22日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩井秋男

日程 第 15

議案 第 11 号

令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の調査結果について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則
第3条の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

令和5年2月22日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

日程第16

協議案第1号

当面する教育諸問題に関する件について

令和5年2月22日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩井 秋 男

1 当面する教育諸問題

2 当面する行事日程について

★ 令和5年第3回仁木町教育委員会定例会

3月 日 () : ~ 委員会室

※令和4年・・・3月25日(金) 9:30~10:10

※令和3年・・・3月22日(月) 13:27~14:31

○ 第32回フルーツランドジュニアジャイアントスラローム競技大会

2月25日(土) 10:00~ 仁木町民スキー場

○ 議会運営委員会

2月28日(火) 13:30~ 委員会室

○ やすらぎ大学(修了式)

3月1日(水) 9:30~ 交流ホール

○ 銀山小学校授業参観

3月2日(木) 13:30~ 銀山小学校

○ 令和4年度第6回社会教育委員の会議

3月2日(木) 18:00~ 大江コミュニティセンター

- 後志特別支援連携協議会役員会
3月3日(金) 15:30～ 教育長室
- 令和5年第1回仁木町議会定例会
3月10日(金)～23日(木) 議場
- 令和5年度各会計予算特別委員会
3月13日(月)～17日(金) 委員会室
- 令和4年度仁木町女性のつどい
3月14日(火) 13:30～ 交流ホール
- 定例校長会
3月15日(水) 14:00～ 応接室

3 その他

(1) 令和4年度小・中学校卒業証書授与式

- 仁木中学校 3月15日(水) 9:20～
- 銀山中学校 3月15日(水) 10:00～
- 銀山小学校 3月18日(土) 10:00～
- 仁木小学校 3月20日(月) 10:00～

(2) 令和5年度小・中学校入学式

- 仁木小学校 4月6日(木) 10:30～
- 銀山小学校 4月6日(木) 10:00～
- 仁木中学校 4月7日(金) 9:30～
- 銀山中学校 4月7日(金) 10:00～

(3) 令和5年度転入教職員辞令交付式(予定)

- 4月3日(月) 教育長が各学校において交付

(4) 令和5年度小・中学校新入学生一覧について

別紙のとおり

(5) 令和4年度学校運営協議会の開催結果報告について

銀山地区 第3回報告 78～80 ページのとおり

第3回 銀山区学校運営協議会 記録

日 時 令和5年 2月13日(月) 18:30～

場 所 銀山中学校 体育館

【オブザーバー】 岩井教育長

【出席者】 加藤 政茂(委員長)

鈴木 保(副委員長)

本間美津雄

大洞 和子

久保田昌江(銀山中PTA会長)

打矢 和美(銀山小校長)

庵 健司(銀山中校長)

【事務局】 森木 真也(銀山小教頭)

杉山 光宏(銀山中教頭)

(Op～感想・ご意見、Q～質問、A～返答、Ob～オブザーバー、Sp～補足)

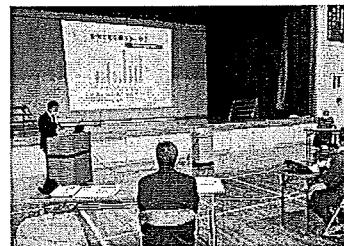
1 開会の言葉後

2 委員長挨拶

- ・町民スキー大会が4日に行われた。その際にその場で初めてスキーを滑るという子が参加した。2回の滑りを行った。1回に10分ほどかかる滑走だった。それを見て、さすが仁木町だなと感じた。少年団のサポートにより出場のみならず、2回目の滑走は目に見えて上達していた。本町ならではの在り方を大切にしていきたいと思う出来事であった。

3 経過報告

- ・別紙の通り説明。



4 協議・説明

(1) 仁木町銀山区義務教育学校の基本構想について(岩井教育長より)

- ・銀山小学校の雨漏りについて、2年前より頻繁に起こり、前年12月の暖気と長雨により激化し、2階全面に広がりました。児童と教職員の皆さんには、ご迷惑をおかけしています。また、地域の皆様にもご心配をおかけしました。
- ・別紙の通り、仁木町銀山区義務教育学校の基本構想については、候補地A・B・Cの中から、評価項目及び概算事業による検証などから、ここ銀山中学校に決定した。

(2) 銀山小学校・銀山中学の前期を振り返って

- ・別紙、スライド資料通り説明。質疑・意見等なし。

(3) 通知表の二期制について (小学校)

・別紙の通り説明。

Q (加藤) 後志管内でどのくらいの割合の学校が二期制を行っているのか。

A (打矢) 近隣では赤井川相が昨年度から、倶知安などではすでに行っている。割合がわかったら、お知らせする。

Op (菅) 高校では私立も含め、ほとんどの学校が二期制となっている。

(4) 令和8年度の学校経営ビジョン (グランドデザイン) について

・別紙の通り説明。

Sp (打矢) ここで決定ということではなく方向性を示し、今後検討していくものである。特に目指す学校像や児童像については、ご意見を次年度以降もいただきながら、運営委員の皆さんをはじめ地域の皆さんと共有しながら改善を図っていききたい。3つのステージの分け方やその内容も是非とも熟読し、ご意見をいただきたい。

Op (加藤) しっかりとバージョンアップしている。毎年、方向性が変わるものであってはならないので、しっかりと吟味していききたい。

Op (鈴木) 3つのステージの分け方については、保護者も心配しているところだと思う。これに対しても、校長が代わってもしっかりと答えてくれる土台を示している。

Ob (岩井) 学校名も公募で決めていく。校舎の配置図等も運営協議会や地域の皆様と共に相談していききたい。次年度の運営協議会でも、このことについてはお話しできる予定である。

(5) 意見交流

Q (菅) 多くの方が当たり前と思う不安もあろうかと思う。先日の指導監の講演で、いろんな有識者が考え構築されたのが、義務教育学校であると感じた。その中で、異動を伴う先生方の令和8年度の構成が気になる。存外、全員が新メンバーということはなかろうかと心配になる。準備を積み重ねてきた当事者や理解に努め進めてきた先生方が基盤を創ってきた。管理職も含め、引継ぎもしっかり行った中で、近隣のモデル校として開校後も継続していただきたい。

Ob (岩井) 半分くらいは異動すると思われる。その中で熟慮を重ね、しっかりと内容を引継ぎ、先生が代わっても同じ方向性と変わらぬ教育が行われるようにしていく。

Sp (打矢) R8グランドデザインの下ページを皆さんで協議し、同じイメージをも

って義務教育学校開校を迎えていきたい。このグランドデザインを協議会や地域の方々と学校の共通意識に立って協議していくことが大切である。

S p (庵) R 8に義務教育学校開校となるのは、ここ銀山地区と岩内である。その後が続くのが、京極と留寿都となる予定である。規模から考えると、銀山地区の義務教育学校に視察が多く要請があることが予想される。そこで、ぜひ残ろうじゃないかと話している。

O p (菅) 数字で見る銀山小中の⑤「学校は安心安全な場所である。」の生徒66%を見ると、多くの人が低いように見えると思う。私は、学園で11名の不登校児童生徒を抱えている関係から、他施設でのアンケートを目にすることがある。「あなたは虐待を受けたことがある。」に対して、暴力やわいせつ行為などの身体的・性的虐待を受けた子は「あります。」と答えるが、ネグレクトや暴言などの心理的虐待を受けた子はそうは答えない。中には、「答えなくてはいいけないですか？」と回答する子もいる。幼少期に、強烈な虐待を受け愛された経験のない子は、「何が安心安全なのか」理解できていない。それがどのような環境なのか分からないで成長している。銀山の子どもたちはそのような子が多くいる学校評価のアンケート結果である。そこを含み置いた上でこの数字をどう見るかが大切である。

O p (加藤) そのような環境の中で育った子が多い銀山地区は、周りがとても温かく、見守ることのできる人が多い。そういった雰囲気や響き合い、地域としてもいい雰囲気を醸成してきた。知り合いにも「銀山よかったな。」と今でも伝えてくれることを思い出しての意見(感想)である。

